

## 地域の安全・安心のための見守り支援及び通報に関する協力協定書

吉野川市（以下「甲」という。）とヴェオリア・ジェネッツ株式会社（以下「乙」という。）は、地域住民の安全安心のための見守り支援及び、業務中に異変を察知したときの通報に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、生活困窮世帯や高齢者世帯等の支援や保護を必要とする世帯の情報、児童虐待等の情報、また、住民の安全、安心なまちづくりのために必要な情報等を、自らの業務に支障のない範囲において提供することにより、甲が早急な支援、対策を講じるための協力に関して必要な事項を定める。

### （協力の内容）

第2条 乙は、本市内において業務活動中に、次の事項について、異変、異常を発見したとき、及び住民の安全、安心を守るための情報について、甲に通報するものとする。

- （1）業務活動中に支援や保護を求められたとき
- （2）世帯訪問時等で、訪問世帯において異変、異常を発見したとき
- （3）業務活動中に高齢者、児童等を保護したとき
- （4）道路及び構造物の破損等による危険を発見したとき
- （5）不審者、行方不明者、不法投棄、事故災害等の情報
- （6）その他特に通報が必要と思われる事項

2 前項の規定による通報に係る費用は、乙の負担とする。

### （対応）

第3条 甲は前条第1項の規定による乙からの通報を受けたときは、当該通報に係る問題等の解消のために誠実に対応しなければならない。

### （免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による通報を行わなかった場合であっても、その後に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

### （秘密保持の義務）

第5条 乙は、事業の協力にあたって知り得た個人情報その他の秘密事項を他にもらしてはならない。この協定書に基づく事業の協力が終了した場合においても同様とする。

### （協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し決定するものとする。

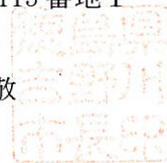
(有効期間)

第7条 この協定の有効期限は、令和5年1月1日より令和9年12月31日までとする。ただし、上下水道料金徴収等包括業務委託契約が期間満了前に解除された場合は、解除の日までとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和4年12月28日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1  
吉野川市  
吉野川市長 原 井 敬



乙 愛媛県松山市一番町一丁目 15 番 2 号  
松山一番町ビル 4F  
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 中・四国支店  
支店長 久 我 幸 路

